

船舶事故調査報告書

平成22年9月30日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲也
 委員 根本 美奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成22年6月25日 13時25分ごろ
発生場所	沖縄県粟国村粟国島南西方沖 <small>あぐに</small> 粟国島灯台から真方位220° 1,000m付近 （概位 北緯26°34.2′ 東経127°12.4′）
事故調査の経過	平成22年6月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 くみ丸、11トン ON2-0695（漁船登録番号）、個人所有 11.95m(Lr)×3.09m×1.67m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数120、昭和57年12月1日
乗組員等に関する情報	船長 男性 64歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年6月17日 免許証交付日 平成20年10月6日 （平成25年10月6日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	全損（乗揚後、波浪により破砕した。）
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、船首約0.6m、船尾約1.9mの喫水で、那覇市泊漁港<small>とまり</small>を出航し、船長が、出航後に、GPSプロッターで粟国島南西方沖の変針予定場所を目的地として設定し、GPSプロッターと連動した自動操舵により、真方位約308°の針路及び7.0～7.5ノットの対地速力で航行した。</p> <p>船長は、粟国島南方沖を航行中、粟国島灯台がいつもより近いと思い、GPSプロッターで船位を確認したところ、設定されたコースライン上を航行していたことから、コースラインの設定が誤っていたことに気付かず、そのまま同一の針路、速力で航行を続けた。</p> <p>本船は、平成22年6月25日13時25分ごろ、粟国島灯台から220° 1,000m付近の浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>本船は、船底破口からの浸水により機関が停止し、船長が海上保安部に通報した。その後、船長は、本船が右舷側に傾き、転覆すると思い、膨張式救命筏を投下して、救命胴衣を着用した乗組員全員が乗り移り、同筏で粟国島の海岸に着いた。</p>

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：うねり 約1m、潮汐 上げ潮の初期</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>本船のGPSプロッターは、等深線や浅瀬の位置が表示できるものであった。船長は、GPSプロッターに粟国島南西方約1海里（M）の地点に目的地を設定したと思い込んでいたが、GPSプロッターで設定した目的地及びコースラインと浅瀬との距離を確認していなかった。</p> <p>船長は、ふだん、粟国島南西沖を航行中、同島南西沖の浅瀬に白波が立っているのを認めていたが、本事故時、風も波も弱く、同浅瀬の白波が見えなかった。</p> <p>本船は、甲板員が3時間ごとに交替して見張りにあたっていたが、レーダーやGPSプロッターの操作は、船長が行っていた。</p> <p>本船は、本事故当時、視界が良好であったため、レーダーを使用していなかった。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、粟国島南方沖を北西進中、船長が、GPSプロッターに粟国島南西方約1Mの地点を目的地として設定する際、誤って粟国島南西沖の浅瀬付近に設定したことから、同浅瀬付近に向けて航行し、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長が、設定した目的地へのコースラインと浅瀬との距離をGPSプロッターで確認していれば、目的地を誤って設定したことに気付き、本事故の発生を防止することができた可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、粟国島南方沖を北西進中、船長が、GPSプロッターに目的地を設定する際、誤って粟国島南西沖の浅瀬付近に設定したため、同浅瀬付近に向けて航行し、同浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>	